

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………
……………（デジタルサービス局デジタル基盤整備部情報システム運用課）…

告
示

○建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
 ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………

[illegible]

公
告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………七

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案（二件）……………

(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……

○再開発等促進区を定める地区計画の原案（二件）……………（同）……………（二）

○開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三

規則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に

関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八十三号

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年東京都条例第十号）の項の次に次のように加える。

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第百十三号)	第九条
東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 施行規則(平成二十四年東京都規則第百三十六号)	第五条第二号

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告
示

●東京都告示第九百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日

品川区勝島二丁目四番六、同番七及 令和三年六月二

び同番十から同番十八まで
十三日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百二十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、国立印刷局王子工場整備事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

北区 王子一丁目、王子二丁目、王子三丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、豊島三丁目、堀船一丁目、堀船二丁目、堀船三丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、岸町一丁目、滝野川一丁目、滝野川二丁目、西ヶ原二丁目、栄町、上中里二丁目及び上中里三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人国立印刷局
理事長 岸本 浩
港区虎ノ門二丁目二番五号
対象事業の名称及び種類
国立印刷局王子工場整備事業
工場の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、現在、国立印刷局王子工場が操業している事業実施区域内の敷地の一部を北区に譲渡するため、一部の建築物を建替えにより更新し、北区に譲渡予定の敷地に存在する建築物の解体を実施するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年七月十二日から同年八月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子一丁目十二番四号 T I C王子ビル二階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年八月二十五日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響は、事業の内容や計画地及びその周辺における地域の概況を考慮した上で環境影響評価項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(5)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
工事の施行中	【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の将来濃度は、日平均値の年間98％値が1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で0.039ppm、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）が0.043ppmと予測する。評価の指標とした環境基準（0.04ppm）から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で25.7％、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）で37.0％である。 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の将来濃度は、日平均値の2％除外値が1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で0.038mg/㎡、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）で0.040mg/㎡と予測する。評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎡以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で4.3％、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）で7.8％である。 【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の将来濃度は、日平均値の年間98％値が0.034～0.037ppmと予測する。評価の指標とした環境基準（0.04ppm）から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1％未満～0.2％である。 工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の将来濃度は、日平均値の2％除外値が0.037mg/㎡と予測する。評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎡以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1％未満である。
1. 大気汚染	

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
工事の施行中	【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル(L _{eq})は、1期工事の工事開始8～10ヶ月目（解体工事中）で70dB（計画地北側敷地境界）、工事開始55ヶ月目（建設工事中）で73dB（計画地南側敷地境界）、参考として確認した計画地北側敷地境界（計画地北側に隣接する集合住宅付近）で71dB、2期工事の工事開始19～20ヶ月目（解体工事中）で71dB（計画地北西側敷地境界）と予測する。 解体工事中の建設作業騒音レベル(L _{eq})（1期70dB、2期71dB）は、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年12月、条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）の報告基準（85dB）を下回る。 また、建設工事中の建設作業騒音レベル(L _{eq})（1期73dB（南側敷地境界）、71dB（北側敷地境界））は、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準（80dB）を下回る。 【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル(L _{eq})は、1期工事の工事開始8～10ヶ月目（解体工事中）で56dB（計画地北側敷地境界）、工事開始55ヶ月目（建設工事中）で66dB（計画地北側敷地境界）、2期工事の工事開始19～20ヶ月目（解体工事中）で69dB（計画地北西側敷地境界）と予測する。 解体工事中の建設作業振動レベル(L _{eq})（1期56dB、2期69dB）は、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準（75dB）を下回る。 また、建設工事中の建設作業振動レベル(L _{eq})（1期66dB）は、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準（70dB）を下回る。 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L _{eq})は、昼間で60～71dBと予測する。予測した7地点のうち6地点は評価の指標とした環境基準（65～70dB）を満足し、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。予測した1地点（国道122号（明治通り））では環境基準（70dB）を上回るが、現況においてすでに環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。 なお、工事の施行中は、工事用車両に対して規制速度の遵守や過積載の防止を指導し、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 したがって、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。 【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L _{eq})は、昼間で35～50dB、夜間で32～47dBと予測する。評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（昼間60～65dB、夜間55～60dB）を満足する。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～2dB、夜間で1dB未満である。 したがって、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。 工事の完了後 【施設の稼働に伴う工場騒音】 施設の稼働に伴う騒音レベル(L _{eq})は33dBと予測する。評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「環境確保条例」に定める工場・指定作業場に係る騒音の規制基準（昼間55～60dB、夕50～55dB）を満足する。 【施設の稼働に伴う工場振動】 施設の稼働に伴う振動レベル(L _{eq})は24dBと予測する。評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「環境確保条例」に定める工場・指定作業場に係る振動の規制基準（昼間60～65dB、夜間55～60dB）を満足する。
2. 騒音・振動	

注）寄与率：寄与率=寄与濃度/将来濃度

寄与濃度：発生源（建設機械、工事用車両等）からの排出ガスにより増加する濃度

将来濃度：バックグラウンド濃度（本報告書では一般環境大気測定所の年平均値を設定）に寄与

濃度を合成したもの

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
工事の施行中	【汚染土壌の掘削等に伴う地下水の水質への影響の内容及び程度】 本事業で形質変更する敷地（1期工事範囲、2期工事範囲）のうち、1期工事範囲の一部については、土壌汚染状況調査（概況調査、詳細調査）を実施しており、六価クロム、砒素、ふっ素で土壌溶出量基準値を、鉛で土壌含有量基準値を上回る土壌汚染が確認されている。また、砒素で地下水基準値を上回る地下水汚染が確認されているが、確認状況から汚染地下水は計画地内に留まっていると考えられる。この結果については、「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）第4条及び「環境確保条例」第116条、第117条に基づき届出を行うとともに、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、調査の結果に基づき、汚染拡散防止計画書等を提出する。この計画書に基づいて、敷地内の土壌汚染対策工事を行うことにより、掘削等による土壌汚染の拡散と地下水への溶出、地下水汚染の拡散を防止する計画である。計画建築物の建築工事は、土壌汚染対策工事の完了後に着手する。 2期工事範囲についても、工事前に土壌汚染状況調査を実施し、届出を行うとともに、調査結果に基づき必要に応じた対応を図る計画である。したがって、評価の指標とした「地下水汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。
3. 水質汚濁	【汚染土壌の掘削及び移動に伴う土壌への影響の内容及び程度、地下水への溶出の可能性】 工事の施行中 本事業で形質変更する敷地（1期工事範囲、2期工事範囲）のうち、1期工事範囲の一部については、土壌汚染状況調査（概況調査、詳細調査）を実施しており、六価クロム、砒素、ふっ素で土壌溶出量基準値を、鉛で土壌含有量基準値を上回る土壌汚染が確認されている。また、砒素で地下水基準値を上回る地下水汚染が確認されているが、確認状況から汚染地下水は計画地内に留まっていると考えられる。この結果については、「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第116条、第117条に基づき届出を行うとともに、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、調査の結果に基づき、汚染拡散防止計画書等を作成し、提出する。この計画書に基づいて、敷地内の土壌汚染対策工事を行うことにより、掘削等による土壌汚染の拡散と地下水への溶出、地下水汚染の拡散を防止する計画である。計画建築物の建築工事は、土壌汚染対策工事の完了後に着手する。 2期工事範囲についても、工事前に土壌汚染状況調査を実施し、届出を行うとともに、調査結果に基づき必要に応じた対応を図る計画である。したがって、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。
4. 土壌汚染	【土壌汚染の掘削及び移動に伴う土壌への影響の内容及び程度、地下水への溶出の可能性】 工事の完了後 【計画建築物等の設置に伴うテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 地上デジタル放送の東京局広域局の遮へい障害は、計画地内に収まると予測し、反射障害は生じないと予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起さないと考えられる。 地上デジタル放送の東京局中域局の遮へい障害は、北西方向に計画地敷地境界から最大距離約50m、最大幅約100mの範囲に生じると予測し、反射障害は生じないと予測する。浦和局県域局の遮へい障害は、南東方向に計画地敷地境界から最大距離約930m、最大幅約100mの範囲に生じると予測し、反射障害は生じないと予測する。浦和局県域局の受信状況の調査では、調査地点の半分以上が受信不良又は受信不能であったが、これは本地域が浦和局の放送エリア外であることから、安定した受信が難しい地域であるためと考えられる。こうした現状も踏まえながら、計画建築物に起因して地上デジタル放送の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じた適切な対策を実施し、影響を解消する。また、衛星放送の遮へい障害は、いずれも計画地内に収まると予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起さないことと予測する。 したがって、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 日影	【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 主要な地点である計画地北側の敷地境界上（計画地北側は隣接する集合住宅付近）の地点における工事の完了後の日影時間は、年間を通して最も日影が長くなる冬至日において約3時間増加するが、夏至日、春分での増加はなく、年間を通しての日影は確保され则认为される。 計画建築物は高さを抑えた計画とし、日影の影響が小さくなるよう配慮しており、計画地北側の道路を挟んだ沿道付近にある2ヶ所の保育所に、計画地内の計画建築物及び既存建築物による1時間以上の日影は生じない。 また、冬至日において1時間以上の日影が及ぶ範囲は計画地北西側の道路沿道の限られた範囲であり、日影規制の対象区域には及ばない。 したがって、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制値を満足すると考える。
6. 電波障害	【計画建築物等の設置に伴うテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 地上デジタル放送の東京局広域局の遮へい障害は、計画地内に収まると予測し、反射障害は生じないと予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起さないと考えられる。 地上デジタル放送の東京局中域局の遮へい障害は、北西方向に計画地敷地境界から最大距離約50m、最大幅約100mの範囲に生じると予測し、反射障害は生じないと予測する。浦和局県域局の遮へい障害は、南東方向に計画地敷地境界から最大距離約930m、最大幅約100mの範囲に生じると予測し、反射障害は生じないと予測する。浦和局県域局の受信状況の調査では、調査地点の半分以上が受信不良又は受信不能であったが、これは本地域が浦和局の放送エリア外であることから、安定した受信が難しい地域であるためと考えられる。こうした現状も踏まえながら、計画建築物に起因して地上デジタル放送の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じた適切な対策を実施し、影響を解消する。また、衛星放送の遮へい障害は、いずれも計画地内に収まると予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起さないことと予測する。 したがって、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。
7. 景観	【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、本事業による改変は建て替え工事であり、新築する計画建築物は最高高さ約31mで、計画地内の既存建築物及びその周辺の建築物の高さと同程度であるため、地域景観の特性の変化はほとんどないと予測する。あわせて、計画地南側の石神井川との敷地境界付近に緑地を配置し、石神井川と調和した良好な景観づくりを図る。 したがって、評価の指標とした「まちなみの調和を図るとともに、石神井川の景観と調和した良好な景観づくり」を満足すると考える。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、建て替え後の計画建築物による大きな眺望の変化はなく、現状のまちなみを変化させるものではないと予測する。したがって、評価の指標とした「まちなみの調和に配慮した景観づくり」を満足すると考える。

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
工事の施行中	【撤去構造物、建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 解体工事及び建設工事に伴う廃棄物排出量は、コンクリート塊約42,306t、アスファルト塊約411t、砕石廃棄物約840t、ガラス・陶磁器くず約21t、廃プラスチック類約23t、金属くず約2,384t、木くず約478t、紙くず約27t、石膏ボード約58t、その他の分別廃棄物約14t、混合廃棄物約1,429t、合計約47,991tと予測する。廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画であり、再資源化率は約98%と予測する。 また、建設汚泥の排出量は約4,093t、建設発生土の排出量は約5,511m ³ と予測する。建設汚泥及び建設発生土については、基準不適合の物質が含まれる可能性を否定できないことから、再利用は考えないものとするが、汚染範囲が明確化された場合は、その他の建設汚泥及び建設発生土と混同しないように監視を行い、それぞれ適正に処理を行う計画とする。 解体予定建築物に使用されている石綿含有建材については「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、特別管理産業廃棄物（廃石棉等）又は石棉含有産業廃棄物として、飛散防止措置の下、適正に除去し、処理を行う計画である。また、運搬までの間は袋詰め等の対策を講じた上で、他の廃棄物と分別して保管し、運搬、処理・処分にあたっては許可を得た業者に委託して行う計画である。 また、フロン類を使用する設備機器の廃棄にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に定める方法にしたがい、許可を得た業者にフロン類を引渡したことを、引取証明書により確認し、処理・処分する。 したがって、評価の指標とした「関係法令に示される事業者の責務」を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度の目標値」を満足すると考える。
8. 廃棄物	
9. 温室効果ガス	工事の完了後 【施設稼働に伴う温室効果ガス（CO ₂ ）の排出量及びその削減の程度】 工事完了後の工場からの二酸化炭素排出量は約3,130tCO ₂ /年、比較の対象とする現下子工場からの二酸化炭素排出量は約3,225tCO ₂ /年であり、本事業における二酸化炭素排出量削減量は約96tCO ₂ /年、削減率は約2.95%と予測する。 したがって、評価の指標とした「温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるよう努めること」を満足すると考える。

●東京都告示第九百三十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

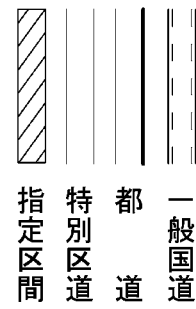
一 路線名 都道御徒町小岩線

二 指定する区間 江戸川区西小岩二丁目五百九十五番二地先から同区西小岩一丁目千七百二十五番六地先まで

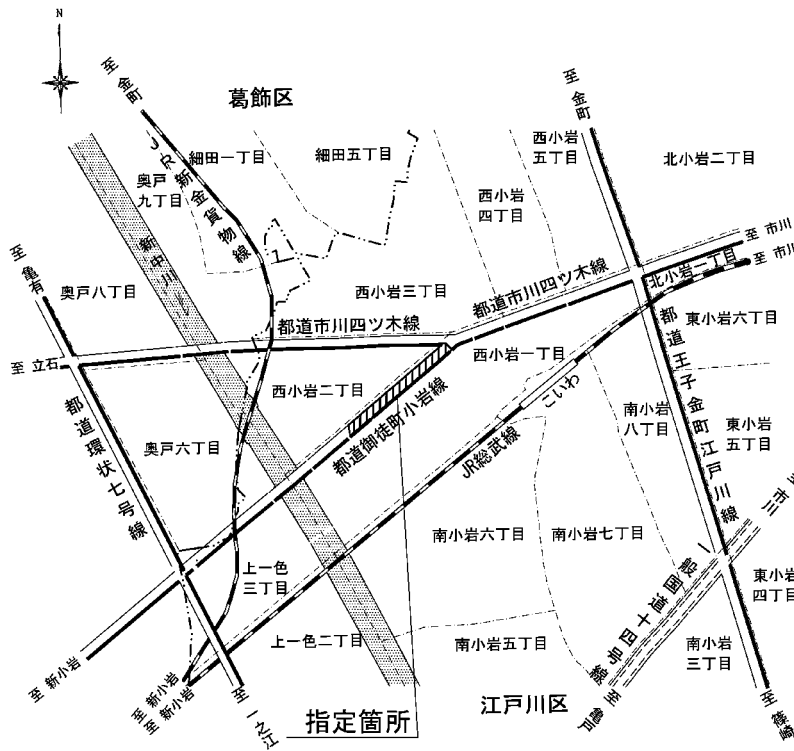
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

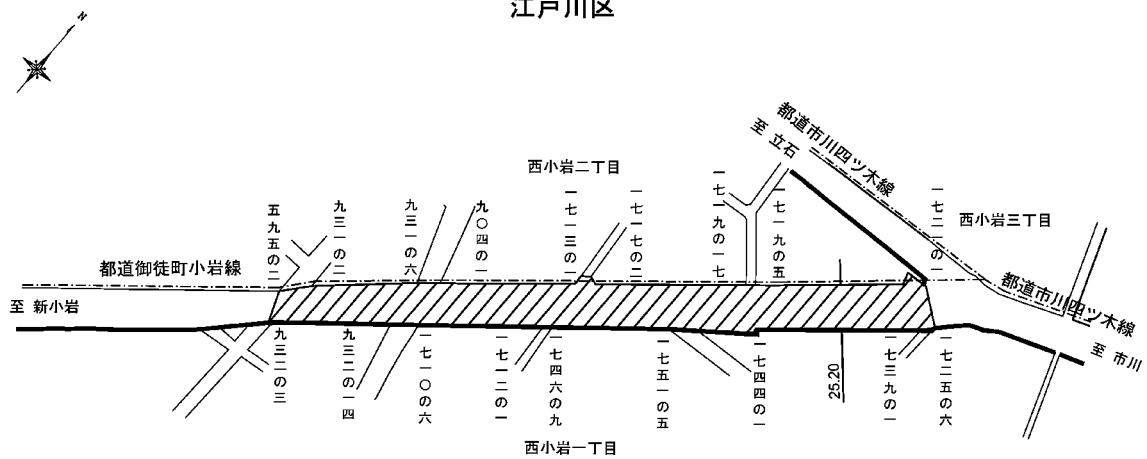
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道御徒町小岩線
江戸川区西小岩二丁目～西小岩一丁目



延長 三八八・五〇メートル
(電線共同溝予定名称 御徒町小岩・六号)



江戸川区



公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公
告する。

令和三年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ハートセービングプロジェクト

二 代表者の氏名

羽根田 紀幸

三 主たる事務所の所在地

世田谷区下馬一丁目二十九番五号

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する

事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平
成二十五年法律第七号）第二十一条第六項においてその
例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定に
より行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事
項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画
法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に

規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算し
て三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会
議に対して意見書を提出することができる。

令和三年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都都市計画地区計画内幸町一丁目北地区地区計画

二 当該事項を定める土地の区域

決定する区域

三 区域

千代田区内幸町一丁目地内

四 縦覧場所

別図のとおり

五 縦覧期間

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区役所

六 意見書の提出先

公告の日の翌日から起算して二週間

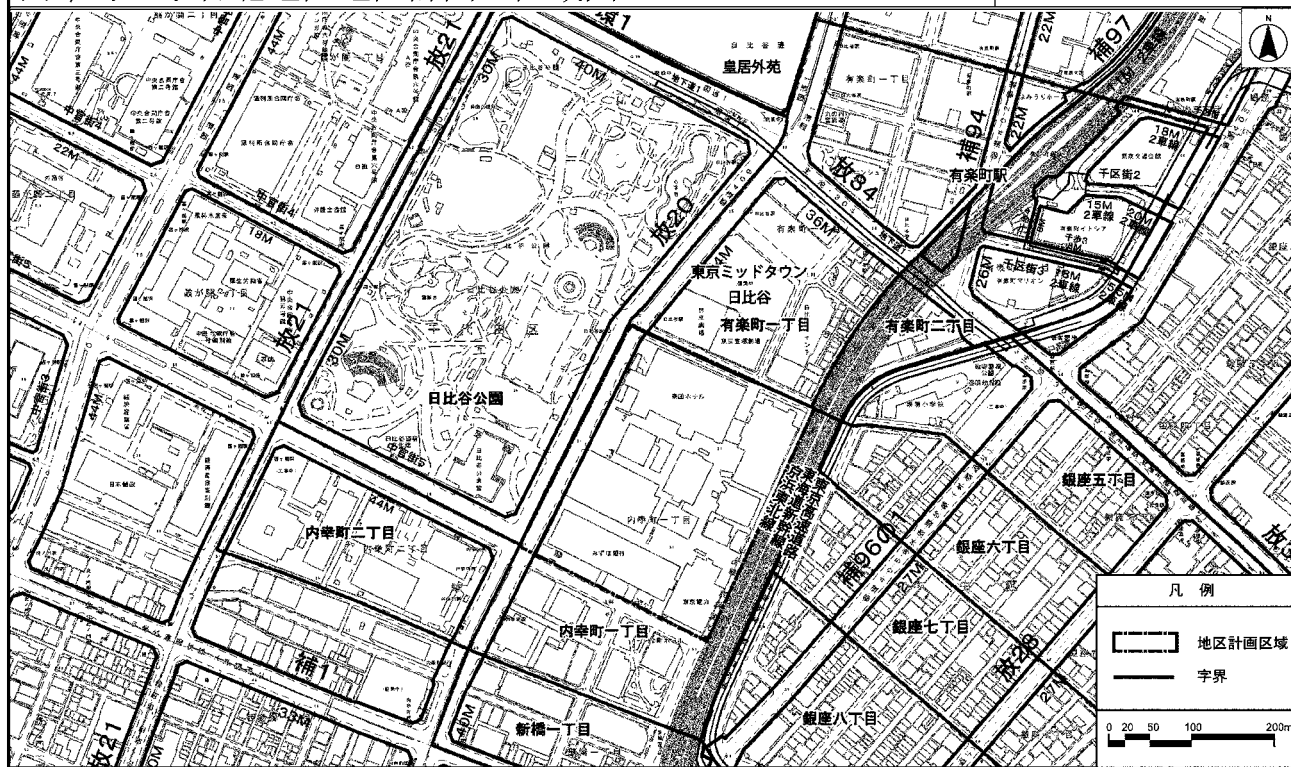
縦覧期間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
内幸町一丁目北地区地区計画 区域図



「この地図は、国土地理院長の承認（平24問公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第165号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」（承認番号）3都市基街都第12号、令和3年4月14日

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

二 当該事項を定める土地の区域

三 区域

四 縦覧場所

五 縦覧期間

六 意見書の提出先

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

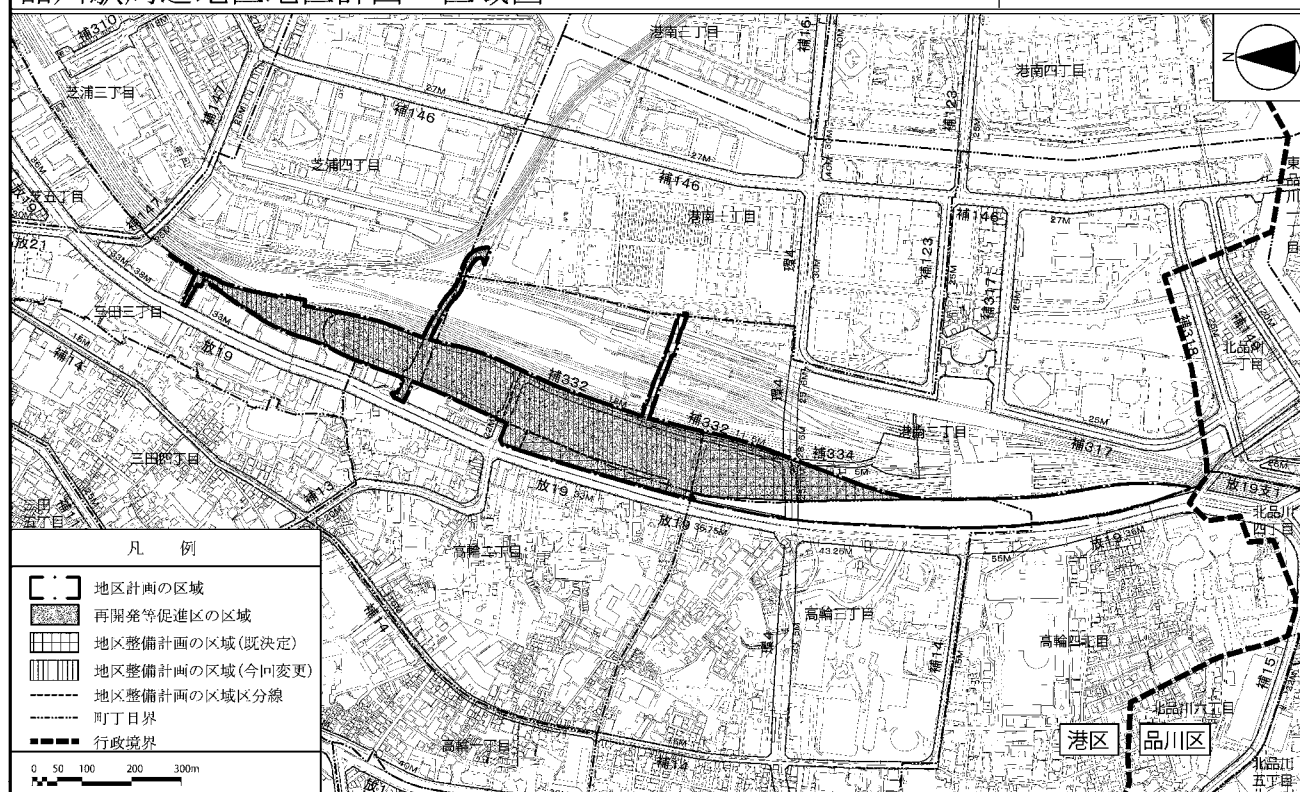
別図のとおり

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

別図

東京都市計画地区計画
品川駅周辺地区地区計画 区域図

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S-1：2，500）を使用（3都市基交第197号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第32号、令和3年4月28日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 広町地区地区計画

二 位置 決定する区域

品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内

三 区域 別図のとおり

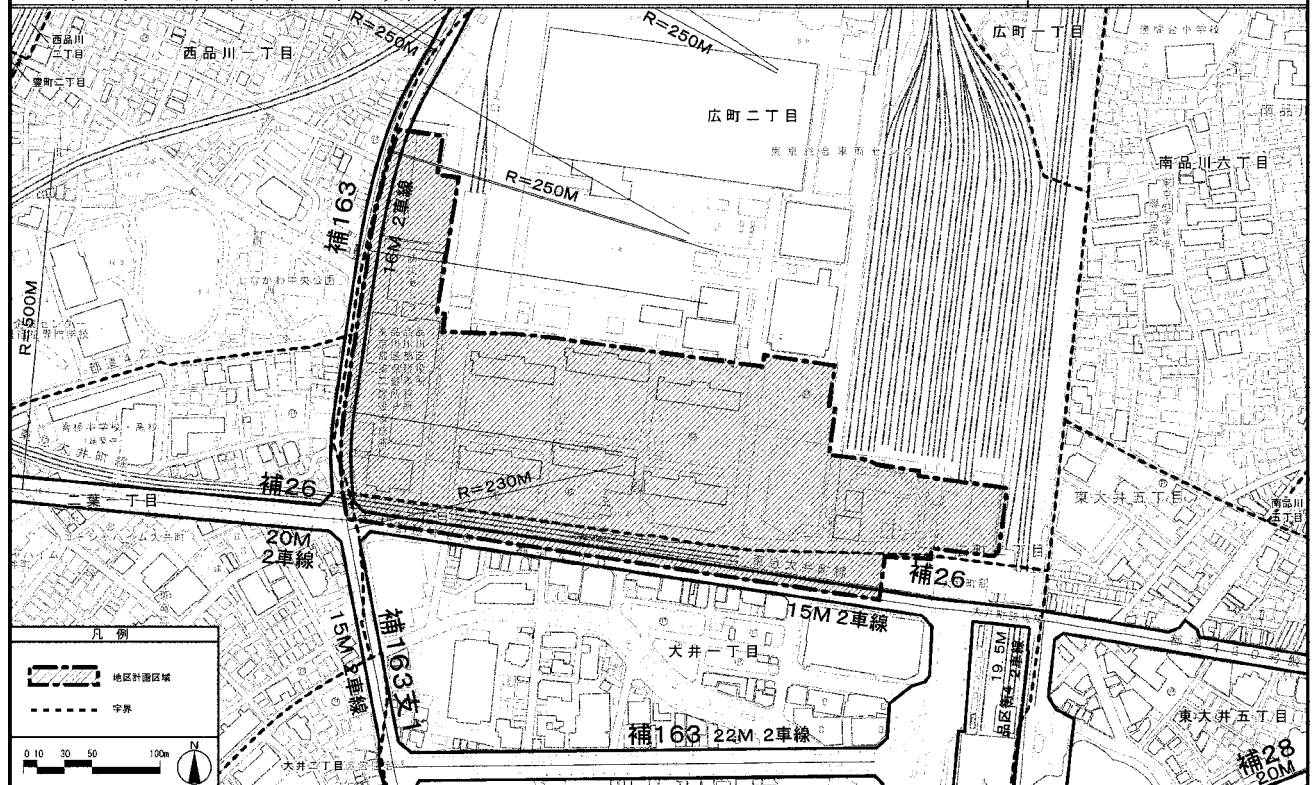
四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図

東京都市計画地区計画 広町地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認（平24国土第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第217号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第38号、令和3年5月13日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 豊洲二・三丁目地区地区計画

二 位置 変更する区域 江東区豊洲二丁目及び豊洲三丁目 各区内

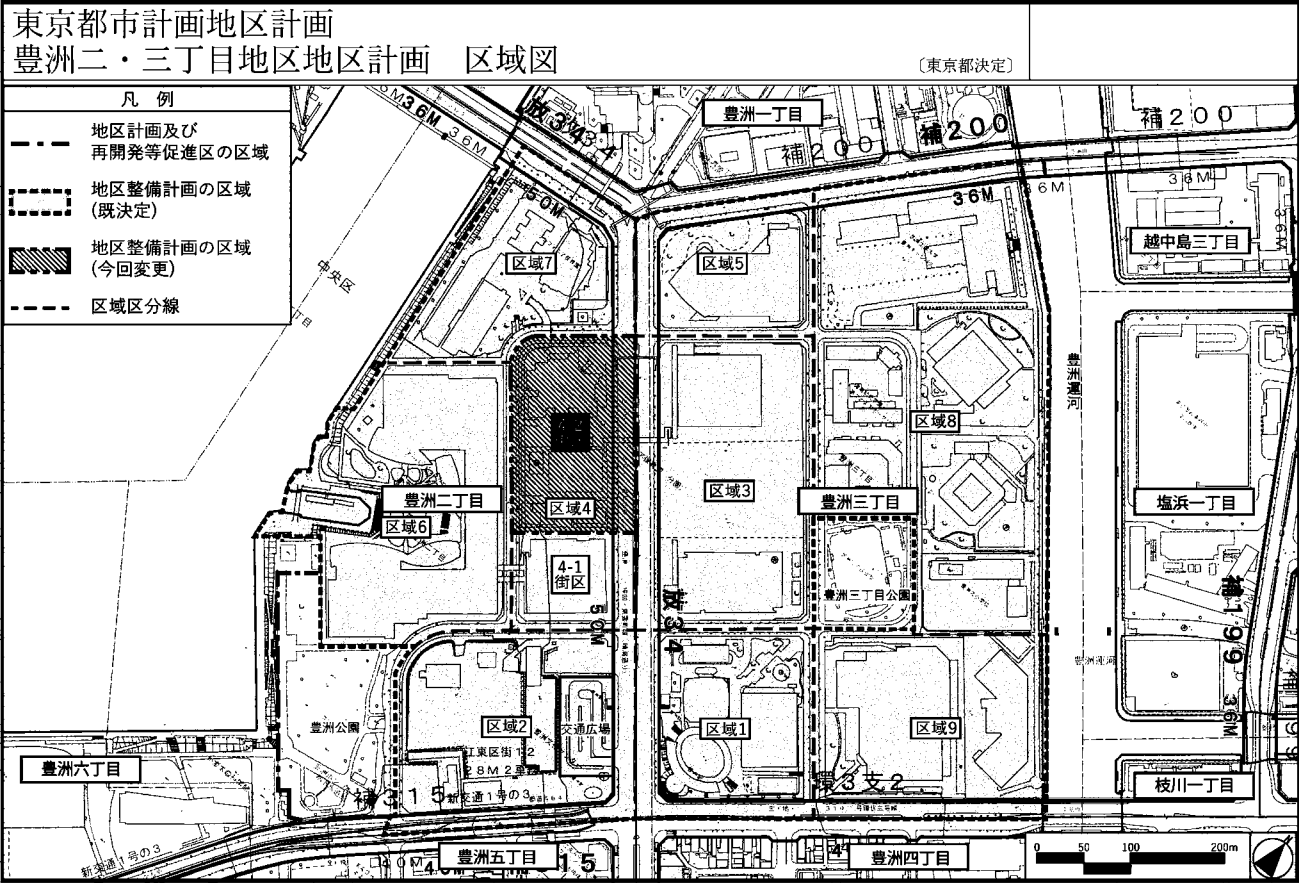
三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び江東区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別図



※この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第137号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
※（承認番号）3都市基街都第13号、令和3年4月20日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市秋津町四丁目五番九及び同番十
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

東村山市廻田町二丁目三十二番四から同番六まで
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

東村山市久米川町四丁目二十番十及び同番十地先
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

東久留米市滝山一丁目十二番三及び同番四の一部（第三工区）
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001
定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話
〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号
113-0001

